

彩の国いきがい大学校校友会連絡協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、彩の国いきがい大学校校友会連絡協議会（以下「県連協」という。）という。

(事務所)

第2条 県連協の事務所は、公益財団法人いきいき埼玉内彩の国いきがい大学事務局に置く。

(目 的)

第3条 県連協は、彩の国いきがい大学の卒業生で構成されている各学園校友会連絡協議会の相互の連絡提携をはかるとともに、社会参加活動等の自主的諸活動を促進し、もって会員相互の生きがいを高め、かつ、その発展を期することを目的とする。

(事 業)

第4条 県連協は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各学園校友会連絡協議会相互の連絡提携
- (2) 高齢者の社会参加と生きがいの普及啓発
- (3) その他県連協の目的達成に必要な事業の実施

(構 成)

第5条 県連協は、第3条の目的に賛同する各学園校友会連絡協議会各期会員をもって構成する。

(役 員)

第6条 県連協には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 理 事 20名以内
- (4) 会 計 2名
- (5) 監 事 2名

2 会長は、各学園校友会連絡協議会各期会長若しくは会長経験者から選出し、総会の承認を得る。

3 副会長は、理事の中から、会長が指名する者を選出し、総会の承認を得る。

4 理事は、各学園校友会連絡協議会会長及び各学園校友会連絡協議会各期会長の中から各学園2名以内で選出し、総会の承認を得る。

5 会計は、各学園校友会連絡協議会各期会長の互選により選出し、総会の承認を得る。

6 監事は、会長、副会長、理事及び会計以外の会員の中から総会において選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、県連協を代表し、会務を統括し、執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は、欠けたときは、その職務を代理する。

3 前項の場合において、職務を代理するものの順序は、理事会において定める。

4 理事は、理事会を構成し、会務を議決するとともに、議決事項を執行する。

5 会計は、会計事務を行う。

6 監事は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 会長の任期は、2年とする。会長を除く役員の任期は、1年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が終了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職

務を行わなければならない。

(代議員)

第9条 県連協に代議員を置く。

2 代議員は、各学園校友会連絡協議会各期会長をもってこれにあてる。

3 代議員は、総会において第13条に掲げる事項を議決する。

4 代議員の任期は、役員の任期の例による。

(顧問等)

第10条 県連協には、必要に応じ顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(会議の種別)

第11条 県連協の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第12条 総会は、代議員をもって構成する。

2 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

(会議の機能)

第13条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 年間行事計画、報告及び予算、決算に関する事項

(2) 規約の改廃に関する事項

(3) その他この会の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する重要な事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第14条 通常総会は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に随時開催する。

(1) 代議員の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき

(2) 理事会が必要と認めたとき

3 理事会は、次に掲げる場合に随時開催する。

(1) 理事の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき

(2) 会長が必要と認めたとき

(会議の招集)

第15条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、会議を招集する場合には、会議の内容、日時及び場所等をあらかじめ会議構成員に通知しなければならない。

(会議の定足数)

第16条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(会議の議決)

第17条 会議の議事は、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議における表決の委任)

第18条 やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(経 費)

第19条 県連協の経費は、次に掲げるものをもってあてる。

- (1) 年会費（通常総会において定める）
 - (2) 寄附金
 - (3) その他の収入
- （会計年度）

第20条 県連協の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（新規加入）

第21条 新たに学園が創立され、学園校友会連絡協議会、又は校友会が設立されたときは、県連協に加入することができる。

（届 出）

第22条 各学園校友会連絡協議会は、次の場合は遅滞なく、その旨を県連協に届けなければならない。

- (1) 名称、代表者又は所在地等に変更があったとき
 - (2) その他県連協に関係のある事項
- （その他）

第23条 その他この規約の施行について必要な事項については、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

昭和58年4月1日から施行する。

附 則

昭和61年4月1日から施行する。

附 則

昭和61年11月1日から施行する。

附 則

平成3年6月1日から施行する。

附 則

平成6年6月1日から施行する。

附 則

平成8年5月30日から施行する。

附 則

平成10年5月29日から施行する。

附 則

平成14年5月24日から施行する。

附 則

平成15年5月21日から施行する。

附 則

平成21年5月13日から施行する。

附 則

平成22年5月14日から施行する。

附 則

平成25年4月1日から施行する。

彩の国いきがい大学校友会連絡協議会規約細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、彩の国いきがい大学校友会連絡協議会規約（以下、「規約」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 規約第2条に基づき事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局次長 1名
- (3) 事務局員若干名

2 事務局員は、会長の委任によって彩の国いきがい大学事務局職員を当てるものとする。

(職務権限)

第3条 事務局長は、会長の承認を経て彩の国いきがい大学校友会連絡協議会（以下、「県連協」という。）の事務を行う。ただし、会長は、次の各号に掲げる事務を事務局長に委任することができる。

- (1) 彩の国いきがい大学卒業生対策の推進に関すること
- (2) 県連協予算案の作成に関すること
- (3) 県連協決算書の作成に関すること

(文 書)

第4条 文書の収受、発送については、事務局長が取扱うものとする。

2 収受文書は、事務局長を経由して会長に共関する。ただし、軽易なものは、このかぎりでない。

(職 印)

第5条 県連協の職印は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会長印
- (2) 事務局長印

(職印の押印)

第6条 県連協の発送する文書には、所定の箇所に職印を押印するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、照会、回答、通知、報告及び依頼の文書にあつては、職印の押印を省略することができる。

(予算及び決算)

第7条 会長は、次年度の事業計画及び予算原案を毎年3月31日までに編成し、理事会に提出しなければならない。

2 会長は、当該年度終了後、2カ月以内に事業報告及び決算に関する書類を作成し、理事会に提出しなければならない。

(出納)

第8条 財産の出納保管責任者は、事務局長とする。

2 事務局長は、金銭又は物品の出納保管のため必要あるときは職員を指定して、その事務に従事させることができる。

(金銭の保管・出納)

第9条 金銭は、理事会の承認を得た金融機関に預金しておかなければならない。

2 金銭の出納は、収入伺又は支出伺に命令権者の検印を受けて行わなければならない。

(帳簿)

第10条 事務局長は、次に掲げる帳簿を備え、整備しておかなければならない。

- (1) 現金出納簿
- (2) 歳入予算差引簿
- (3) 歳出予算差引簿
- (4) 備品台帳
- (5) 証拠書類

2 前項の帳簿の保存期間は、5年とする。

(会費)

第11条 会費の納入については、各学園校友会連絡協議会長から会長に納入するものとする。

(書類及び帳簿の様式)

第12条 第9条に定める収入伺又は支出伺、第10条に定める諸帳簿並びに第11条に定める会費納入の様式は、別に定める。

(その他)

第13条 この細則の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

昭和58年4月1日から施行する。

附 則

昭和61年4月1日から施行する。

附 則

平成3年6月1日から施行する。

附 則

平成6年6月1日から施行する。

附 則

平成10年12月1日から施行する。

附 則

平成13年5月22日から施行する。